

2013年9月20日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書回答

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答】

従来どおり市の財政状況や社会情勢を勘案し、住民の福祉向上に努めてまいります。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】

厳しい財政状況や社会情勢の中、従来どおり、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、住民の福祉を優先した行政運営に努めてまいります。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

市は、平成23年4月より愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ参加しておりますが、その目的は、市税の滞納整理を推進するとともに、派遣職員の徴収技術の向上を図ることを目的としております。市税の徴収事務を移管した対象者は、基本的に滞納額が市県民税を含めた50万円以上で、かつ、納税資力が充分にあるとみなした者等を移管しております。

また、市の滞納整理においては、滞納者の実情を納税相談等により把握し、納税資力の少ない方等は地方税法第15条(徴収猶予の要件等)の緩和による分割納付をお願いし、さらに、地方税法第15条の9(納税の猶予の場合の延滞金の免除)の適用につきましても緩和し、延滞金の免除等を行っております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活に困窮する全ての世帯に対して、生活保護法に基づき必要な保護を実施しています。

また、生活保護申請については、生活状況等の確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、申請意思を示した方については、申請書をお渡ししています。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】

生活保護実施要領に基づき、他の法律や他の施策(制度)の活用など適切な助言を行っており、就労支援の一環として、市の臨時職員の登録やパート職員の応募などを助言していますが、採用については、求職者に広く門戸を開き、適正・能力を基準として選考しています。

また、自動車保有については、本人等から要望があった場合、保護の実施要領に基づき、個々の事例について検討し、保有の可否を決定しています。なお、生活保護の「しおり」は、生活保護の基本的な考え方、保護の原則、資産・能力の活用等について分かりやすく説明したものを、相談時に活用しています。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】

今後も生活保護法及び実施要領の趣旨に沿って、適正な保護の実施に努めています。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【回答】

ケースワーカーの配置については、被保護世帯の実態に応じた支援が行えるように、1人当たりの担当ケース数を国の基準である80ケース以内とし、生活保護の適正実施に努めています。

また、就労支援等の相談業務にあたる経験を有する支援員の配置など、支援体制の充実を図っています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

不当要求等の対応をするために職員を配置していますが、生活保護の相談・申請等での窓口対応はしていません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

国の対応方針に準じて、他の諸施策へできる限り影響が及ばないよう、その趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら適切に対応してまいります。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

一般会計からの繰り入れは行っておりませんが、第5期介護保険料については、市の介護保険事業基金や県の財政安定化基金の取り崩しなどにより、介護保険料の上昇の抑制に努め、負担段階についても、9区分を11区分にし、さらにきめ細かい保険料の負担段階を設定しています。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

所得段階の第3段階を細分化し、市民税世帯非課税者の負担能力に応じた保険料額を設定したことにより、低所得の方の保険料負担の軽減を図りました。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

高齢者への訪問介護サービスの利用料軽減は、平成17年度から国の制度は廃止されましたが、市単独の制度として低所得の方には、引き続き5%の軽減を行なっています。

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

【回答】

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、第5期介護保険事業計画には見込んでいません。地域支援事業の介護予防事業につきましては、元気な高齢者を対象とした介護予防教室の開催や、要支援・要介護状態になる可能性の高い方を対象とした介護予防教室への参加が増えるような取り組みを進めているところです。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

第5期介護保険事業計画では、平成25年度に、グループホーム2ユニット、小規模多機能型居宅介護事業所1施設を開設します。平成26年度には地域密着型介護老人福祉施設1施設の整備を予定しています。

また、低所得者や医療依存度の高い方への入所にむけての助成制度の創設に関しましては、他にも様々な事情を抱えて入所待ちをしている方がおられる中、特定の方々を対象とした助成制度の創設は困難と考えています。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

直営の地域包括支援センターを設置することは、複数の専門職の配置や、経費も必要となるため、当面は、現行のまとします。

委託料に関しては、平成18年から徐々に引き上げてきましたが、今後も状況をみながら必要に応じて見直しを行っていきます。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

適正な人材確保、サービスの向上などを図るため、全国市長会が国へ要望書を提出しており、国により介護職員待遇改善が行われております。また、研修については、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネジャーが自主的に行なっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などについては、給食サービスや緊急通報システム事業等を実施して安否確認しております。また、買い物などの生活支援については、日常生活に支援が必要なひとり暮らしの高齢者の方などを対象にホームヘルパーの派遣をしています。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】

85歳以上の方には、タクシー料金の助成を行っています。また、それ以外の方では、いこまいCAR(予約便)を利用している方もみえます。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

市の補助団体である社会福祉協議会が平成25年6月末時点で、市内10か所の「いきいきサロン」に対し助成を行っています。社会福祉協議会など関係機関との協働で、「いきいきサロン」の増設を図っていきます。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

財政的なことを考慮しますと、高齢者住宅を公営で整備することは困難です。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

月曜日から金曜日までの週5日以内、昼食や夕食のどちらかを配食しており、市が一食に付き250円の助成をしています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度は既に実施しております。また、高額介護サービス費の受領委任払い制度につきましては、市民サービスの向上の観点などを踏まえ検討して参ります。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

すべての要介護認定者が対象ではありませんが、要支援2以上の方につきましては、平成14年8月1日付厚生労働省老健局総務課からの事務連絡「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」に基づき認定しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

現在は、新しく認定を受けた方、介護度が重度になった方及び紛失された方については申し出ていただくよう広報掲載や要介護認定通知書に案内を同封し、制度の周知をしておりますが、対象となる方への個別送付については、実施方法等について検討しているところです。

3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

平成26年度の愛知県の制度改革については見送られたところですが、市民・市町村の負担増とならないよう県に意見、要望をしていきます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

県に意見、要望をしていきます。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

県に意見、要望をしていきます。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

市独自の対応は困難です。

4. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】

該当される方には広域連合から申請の案内をしています。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合との十分な協議を行なっていきます。

5. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】

妊産婦健診は、産前14回、産後1回を公費助成しています。助成は、母子健康手帳交付日以降の健診分を対象としています。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内

容を拡充してください。

【回答】

就学援助の対象基準は別紙のとおりです。また、申請は学校だけでなく、市教育委員会の窓口でも受け付けていますし、民生委員の証明も必要ありません。なお、年度途中でも申請受け付けしています。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】

学校給食法第11条第2項に「学校給食を受ける児童又は生徒の学校給食法第16条に規定する保護者の負担とする。」と明文化されておりますのでご理解ください。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答】

現在センターでは、江南市産を含む愛知県産を中心とし、東北地方以外の食材の納入を心がけています。また、食材の納入にあたっては、センターで食品の納入時に安全の確認が出来ない食品は、交換や使用中止を行っています。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答】

現在、全ての避難所に、簡易間仕切り及び車椅子の方にも対応した非常用トイレを整備しており、今後もそうした資機材を順次追加整備してまいります。

さらに、施設の改修にあわせ、オストメイト対応型のトイレなど、あわせて整備してまいります。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため必要な職員を増やしてください。

【回答】

平成23年7月から児童虐待防止対策員を配置し、児童虐待の早期発見及び防止対策に努めています。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国の動向を注視していきます。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

保険税率等の引き上げは行っておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

新たな減免制度は困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】

平成 21 年度から生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯を対象とする減免を設けています。

- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が 1,000 万円以下、かつ前年所得の 10 分の 9 以下」にしてください。

【回答】

前年度所得金額が 400 万円以下の基準に拡大し対応しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め 1 枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

福祉医療対象者および高校生以下の児童には交付していません。

- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第 1 条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

給付制限は行っていませんが、本人からの申し出による保険税への充当は行っています。

- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低 6 カ月としてください。

【回答】

分納誓約書等で約束どおり納付されている方には、6 ヶ月の短期保険証を交付しています。

- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

納税者と十分に納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

平成 21 年度から生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯を対象としました。また、広報、国保のしおりに掲載して住民へ周知しています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】

応能負担を原則とし、現行どおりの取り扱いとします。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時

間を支給してください。

【回答】

支給量決定基準により、必要となる支給量を支給します。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】

通年かつ長期にわたる外出については、利用できません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の規定に基づき、介護保険法による介護給付を優先します。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】

介護保険制度では、利用者負担割合が原則1割となっていますので、今後も法に従って実施していく予定です。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】

市内のほとんどの避難所の出入り口にはスロープを設置し、車椅子の方にも利用しやすいよう整備がされております。先ほどのお答えしたなかにもありますが、今後、施設の改修にあわせて、引き続き整備を進めてまいります。

一時避難所での生活が困難な高齢者・障害者については、一般の避難者より広い居住空間を確保し、バリアフリー化の進んだ福祉避難所をご用意します。できるだけ多数の方を受け入れるため、福祉避難所の個室対応はできかねます。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えしてください。

【回答】

災害対策基本法の改正により、高齢者や障害者等についてあらかじめ名簿を作成し、本人の同意の上、消防や民生委員等に情報提供することとされました。今後、防災担当等と協議の上、名簿の取り扱いについて検討します。

8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【回答】

特定検診については、基本項目に加え、原則、必要な方のみ実施する詳細項目を全員に行うこととしているため、1,000円の自己負担を徴収しております。

がん検診は国の指針に基づき実施し、検診費用の2割程度の自己負担をお願いしております。

す。職場等での受診機会がある人を事前把握することが困難なため個別通知は困難です。ただし、国民健康保険加入者の方については、特定健康診査受診票送付の折に「がん検診の案内チラシ」を封入しご案内をしいてます。

がん検診推進事業(乳がん検診、子宮頸がん検診)は対象者に個別通知を行い、無料で実施しています。

歯周疾患健診についても、個別通知をし、無料で実施しています。国の指針にのっとって実施しており、毎年の受診は困難です。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

40歳未満の住民を対象にした健診として、自己負担1,000円で、年2回フレッシュ健康診査を実施しています。受益者負担の考え方から無料化は困難です。

9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチン接種費用の公費助成については、近隣の動向をみながら検討していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成については、平成23年度から実施させていただいているが、助成額については近隣の状況をみながら今後の課題とさせていただきます。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

愛知県の風疹ワクチン接種費用の助成制度が本年度末までとされていること。また、国の来年度予算の概算要求に風疹の抗体検査費用の助成が盛り込まれるとの情報もあり、こうした、国・県の動向を注視してまいります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

【回答】

国の社会保障政策に関する事であるため、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。

②消費税増税を中止してください。

【回答】

消費税増税につきましては国の施策であるため、市としましては意見書等の提出は考えておりませんが、景気や経済成長、市民生活など社会経済情勢に与える影響が大きい施策であるため、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

【回答】

国の施策に基づいております。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

【回答】

国の動向を注視していきます。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】

国庫の負担増に関しては、市長会などを通じ国へ要望書を提出していきます。

労働者の処遇改善につきましては、国により介護職員処遇改善等事業が行われています。

介護報酬改定で、生活支援の時間区分が「45分」に見直されました。これは、家事援助の提供時間の実態をふまえたものとされています。また、介護保険制度改革改定で定められたもので、市単独で見直すことはできません。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】

機会をとらえ、要望していきます。

⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】

市長会等を通じた要望を検討していきます。

⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【回答】

利用料負担・実費負担については、応能負担を原則とし、現行どおりの取り扱いとします。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の規定に基づき、介護保険法による介護給付を優先します。

よって困難です。

⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

【回答】

市長会等を通じた要望を検討していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

平成26年度の愛知県の制度改正については見送られたところですが、市民・市町村の負担増とならないよう、市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

(2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【回答】

応能負担の原則から困難です。

- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【回答】

近隣自治体の意向を含め、検討します。

(3) 医療提供体制の充実のために

- ① 南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【回答】

市長会を通じて、災害拠点病院において必要な燃料、食料の備蓄に対する助成金制度と、自家発電設備の災害拠点病院機能に係る経費を要望しています。

- ② 平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

【回答】

市長会等を通じた要望を検討していきます。

- ③ 補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

【回答】

市長会等を通じた要望を検討していきます。

- ④ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

【回答】

県・市懇談会等を通じた要望を検討していきます。

- ⑤ 厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】

県・市懇談会等を通じた要望を検討していきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

- ④ 高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

【回答】

当市においても、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を平成23年6月から開始し、愛知県後期高齢者医療広域連合の補助金交付を受けております。

この接種費用の助成制度開始当初、愛知県後期高齢者医療広域連合からの補助金交付が決定されていなかったことから、現行の接種費用の半額助成といたしました。また、毎年の予

算編成時に愛知県後期高齢者医療広域連合に補助の有無、内容について問い合わせを行っておりますが、明確なご返事いただけません。

こうしたことから、財源確保の面から恒久的な、愛知県後期高齢者医療広域連合の補助金交付を要望します。

⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

以上